

日本体育大学神奈川県同窓会規約

〔 名 称 〕

第1条 この会は、日本体育大学神奈川県同窓会（以下「本会」という）と称する。

〔 目 的 〕

第2条 本会は、会員相互の資質の向上と親睦を図り、母校の発展と体育・スポーツの振興に寄与することを目的とする。

〔 事 業 〕

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と連絡に関すること。
- (2) 会員の資質向上のための研修会・講演会等の開催に関すること。
- (3) 会員名簿と会報の発行、ホームページ運営に関すること。
- (4) 母校及び同窓会本部の発展と連携に関すること。
- (5) 会員ならびに在学生等の支援に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

なお、ホームページを適切に管理・運営するため、「日本体育大学神奈川県同窓会ホームページ管理運営規定」を別に定める。

〔 会 員 〕

第4条 本会は、体操練習所、日本体育会体操学校(女子部を含む。)、日本体育専門学校、日本体育大学(専攻科、大学院を含む。)、日本体育大学女子短期大学・日本体育大学女子短期大学部(専攻科を含む。)日体保育科の卒業生のうち、次の各地区に登録し、会費を納めた者を会員とする。

〔 組 織 〕

第5条 本会は、横浜東・横浜西・横浜南・横浜北・川崎・三浦半島・湘南・西湘・北相東・北相西の10地区で構成する。

〔 役 員 〕

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任幹事(各地区会長)
- (4) 常設委員会委員長2名
- (5) 幹事 別表Iのとおり
- (6) 監事2名

〔 役員 の 選 出 〕

第7条 役員は、別に定める役員選出規定により選出する。

〔 役員 の 職 務 〕

第8条

- 1 会長は、本会を代表し会務を整理する。
- 2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときまたはかけたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 常任幹事は、会長、副会長を補佐するとともに、本会役員会の事務を分担し、本会の事業遂行に努める。
- 4 幹事は、各地区の代表として本会会務について審議し、議決を行う。
- 5 常設委員会委員長は、担当委員会を総理し、事業遂行に努める。
- 6 監事は、本会の会務及び財務に関し、次に挙げる事項の職務を行う。
 - (1) 本会の会務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財務の状況を監査すること。
 - (3) 業務の執行又は財務の状況について適切に処理されていないことを発見したときは、これを幹事会及び役員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対して幹事会及び役員会の招集を請求することができる。

[役員任期]

- 第9条 1 役員任期は、3ヶ年とする。ただし、再任は妨げないが、その場合は原則として2期までとする。また、欠員が生じた場合の補充の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[会議]

- 第10条 1 本会に次の会議を置き、会長が招集する。直、各会議の議長は会長が行う。
- (1) 役員会 (2) 幹事会
- 2 会長は必要に応じて常任幹事会(各地区会長会)等を開催できる。

第11条 役員会・幹事会は、別表Ⅱの役員をもって構成する。

[役員会]

- 第12条 役員会は会長が招集し、次の事項について立案執行する。
- 1 本会の会務全般に関すること。
- 2 その他幹事会より委任された重要事項に関すること。
- 第13条 役員会は出席者の過半数の同意により議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

[幹事会]

- 第14条 幹事会は会長が招集し、総会に替わる本会の最高議決機関として、次の事項について審議決定する。
- (1) 本会の会務に関する事項。
- (2) 予算・決算等の事項に関すること。
- (3) 会長の選任等に関すること。
- (4) 会則の変更、その他本会の運営に関する重要事項。
- 第15条 幹事会は出席者の過半数の同意により議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。なお、出席できない幹事は、代理人又は委任状をもって出席に代えることができる。
- 1 予算・決算承認 2 事業計画 3 役員選出 4 事業計画の承認

[委員会]

- 第16条 1 本会事業を円滑に推進するため、役員選出委員会とは別に委員会を設置することができる。
- 2 常設委員会として、研修委員会、就職対策委員会を設置する。この他、必要に応じて臨時に委員会を設置できる。
- 3 委員会の設置については、役員会で決定する。
- 4 委員長は各委員会を総理し会を運営する。
- 5 委員は委員長が推薦し、会長が委嘱する。

[顧問]

- 第17条 1 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は役員会の推薦により本会の会長及び副会長であった者、または、本会に功労のあった者を会長が委嘱する。
- 3 顧問は特定事項について会長の諮問に応ずる。

[事務局員の選任等]

- 第18条 1 本会に事務局を置く。事務（庶務・会計等）を統括する事務局長ならびに事務局員は、会長が選任する。
- 2 事務局長は会長の意を受け、事務を統括するとともに本会の円滑な運営を司る。また、事務局員は事務局長を補佐し、本会の運営業務に資する。
- 3 事務局は原則として事務局長の自宅に置く。

[会 費]

第19条 会費は各地区からの負担金、同窓会本部からの補助金をもって充てる。

第20条 会計は毎年4月1日より始まり翌年3月末をもって終了する。

別表Ⅰ（第6条関係）幹事会

横浜東地区 1名	横浜西地区 1名	横浜南地区 1名	横浜北地区 1名
川崎地区 4名	三浦半島地区 3名	湘南地区 5名	西湘地区 3名
北相東地区 2名	北相西地区 3名		

※各地区幹事数は、各地区の登録人数に応じた数とする。

上記各地区幹事数は平成27年度の各地区登録会員数によるもの。

ただし、最低幹事数は1名とする。

・会員数 201名～	幹事数 5名
151名～200名	4名
101名～150名	3名
51名～100名	2名
～ 50名	1名

別表Ⅱ（第11条関係）役員会・幹事会

役員会

会長 1名 副会長 5名 常任幹事（各地区会長） 10名

常設委員会委員長 2名 監事 2名

幹事会

別表Ⅰのとおり

[附 記]

- 1 この規約は昭和56年5月15日に改正施行する。
- 2 この規約は昭和61年6月7日に改正施行する。
- 3 この規約は平成6年7月11日に改正施行する。
- 4 この規約は平成10年4月1日に改正施行する。
- 5 この規約は平成10年7月9日に改正施行する。
- 6 この規約は平成12年5月30日に改正施行する。
- 7 この規約は平成13年4月1日に改正施行する。
- 8 この規約は平成16年6月2日に改正施行する。
- 9 この規約は平成20年6月21日に改正施行する。
- 10 この規約は平成27年4月1日に改正施行する。
- 11 この規約は平成28年6月18日に改正施行する。

日本体育大学神奈川県同窓会就職対策委員会規則

〔 名 称 〕

第1条 本会は日本体育大学神奈川県同窓会就職対策委員会と称し、事務局は神奈川県同窓会事務局に置く。

〔 目 的 〕

第2条 本会は日本体育大学・日本体育大学女子短期大学の卒業生の就職について検討し、適切な指導助言を行うことを目的とする。

〔 委 員 〕

第3条 本会は就職担当副会長、教育委員会、各地区同窓会、私学、民間、行政、大学関係者等で構成する。

第4条 委員は幹事会で選出する。
任期は3ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、後任役員は前任者の在任期間とする。

〔 事 業 〕

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 大学・全国同窓会との連携
- 2 就職についての情報収集
- 3 研究会等の開催
- 4 その他

〔 会 議 〕

第6条 会議は、就職対策委員長が必要により随時招集し開催する。

〔 附 則 〕

- 1 この規則は昭和51年4月 1日より施行する。
- 2 この規則は平成 7年7月19日改正施行する。
- 3 この規則は平成13年4月 1日改正施行する。
- 4 この規則は平成16年6月 2日改正施行する。
- 5 この規則は平成27年4月 1日改正施行する。

日本体育大学神奈川県同窓会研修委員会規則

〔 名 称 〕

第1条 本会は日本体育大学神奈川県同窓会研修委員会と称し、事務局は神奈川県同窓会事務局に置く。

〔 目 的 〕

第2条 本会は日本体育大学神奈川県同窓会の資質向上を図るために行う各種研修会の企画・運営を行うことを目的とする。

〔 委 員 〕

第3条 本会は研修担当副会長、行政、高等学校、中学校、小学校、私学、民間関係者等の代表で構成する。

第4条 委員は幹事会で選出する。
任期は3ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、後任役員は前任者の在任期間とする。

〔 事 業 〕

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 全会員を対象とした研修会
- 2 管理職を対象とした研修会
- 3 中堅職員を対象とした研修会。
- 4 その他必要な事業。

〔 会 議 〕

第6条 会議は、研修委員長が必要により随時招集し開催する。

〔 附 則 〕

- 1 この規則は平成13年4月 1日より施行する。
- 2 この規則は平成16年6月 2日改正施行する。
- 3 この規則は平成27年4月 1日改正施行する。

日本体育大学神奈川県同窓会 弔意に関する規定

- 第1条 この規定は本会の会員の弔意に関して必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 会員が死亡したときは、日本体育大学神奈川県同窓会の名称で花輪又は生花を送る。
- 第3条 上記の事柄が生じた場合には、各地区同窓会長は直ちに本会事務局に連絡し事務局で施行する。
- 第4条 その他必要な事項は会長が処理する。
- 附 則
- 1 この規定は昭和51年4月 1日より施行する。
 - 2 この規定は平成 4年4月 1日施行改正する。
 - 3 この規定は平成 7年7月19日改正施行する。
 - 4 この規定は平成 9年6月24日改正施行する。
 - 5 この規定は平成13年4月 1日改正施行する。
 - 6 この規定は平成27年4月 1日改正施行する。
- 細 則
- 1 第2条の必要経費は県同窓会で負担する。
- ※ 原則として、20,000円を上限とする。

日本体育大学神奈川県同窓会役員選出規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、日本体育大学神奈川県同窓会規約第8条に基づき、日本体育大学神奈川県同窓会(以下「本会」という)の役員を選出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員資格・条件)

第2条 役員は、本会の会員中から、次の条件に適合する者を選出する。

- (1) 人格識見ともに優れ、本会の活動に貢献し、かつ、母校の発展と体育・スポーツの振興に寄与し得る者
- (2) 本会の活動に対して、常に実質的に活動し得る立場にある者

(選考委員会の設置)

第3条 選考委員会は、会長・副会長・常任幹事・常設委員会委員長及び監事(以下「会長等」という。)の選考を円滑にするために、会長等の任期満了の前年12月に設置する。尚、立候補者並びに被推薦者は選考委員を兼ねることは出来ない。

2 選考委員会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 各地区から推薦された地区会長経験者または、それに準ずる者 10人
- (2) 100人以上の会員を有する地区から推薦された者 若干人

(選考委員会の運営)

第4条 委員長は、委員の互選とし、委員長は副委員長を1人指名する。

2 選考委員会は、委員の2/3以上の出席をもって成立し、原則として出席者の総意をもって成案とする。

- (1) 委員長は、選考委員会を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故及び欠けたときは、その職務を代理・代行する。
- (2) 会長については、立候補者並びに各地区から推薦された者の中から1人を選考する。
- (3) 副会長については、新会長決定後、原則として学識経験者1人・本県大学代表1人・女子代表1人・企業人代表1人・種目代表1人を会長推薦により選出する。
- (4) 常任幹事については、各地区会長をもって充て、選考委員会に報告する。
- (5) 幹事については、各地区で選出し、選考委員会に報告する。
- (6) 常設委員会委員長については、新会長決定後、会長推薦により選出する。
- (7) 監事については、選考委員会が挙げる候補者の中から2人を選考する。
- (8) 選考委員会は、会長等の選考について幹事会で承認された後に解散するものとする。

(立候補の届出)

第5条 立候補並びに推薦は、書面(別紙推薦書)をもって、選考委員会設置後の1月末日までに選考委員長にその旨を届け出るものとする。

(候補者の選考)

第6条 選考委員会は、幹事会開催日までに、会長等の選考を行い、会長にその結果を提出する。

2 選考委員長は、選考結果を幹事会において報告する。

(規程の改廃)

第7条 この規定の改廃は、役員会で決定し、幹事会に報告する。

附 則 この規定は、平成27年4月1日から施行する。

日本体育大学神奈川県同窓会ホームページ管理運営規程

ホームページ 開設の趣旨

日本体育大学神奈川県同窓会活動を広く社会に周知するとともに、会員相互の親睦並びに情報交流の場を提供し、神奈川県同窓会活動の更なる活性化を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的として「日本体育大学神奈川県同窓会ホームページ」を開設する。

第1条（ホームページ管理運営規程設置目的）

日本体育大学神奈川県同窓会ホームページ（以下、「HP」という。）の管理、運営、データの保護およびデータの保管（以下「HPの管理等」）を適切に行うため、必要な事項を定める。

第2条（統括管理者）

HPの管理等に関する事項を統括管理するため、統括管理者（以下「統括管理者」）を置く。

2 統括管理者は、日本体育大学神奈川県同窓会会長をもって充てる。統括管理者に事故等か?ある場合には副会長か?その職務を代行する。

第3条（運営委員）

統括管理者の事務の一部を取り扱わせるため、HP運営委員（以下「運営委員」）を置く。

2 運営委員は、統括管理者から委嘱された者をもって充てる。
運営委員は、運営委員長1名、運営担当者若干名で構成する。

3 運営委員は次のことを行う。

- (1) HP掲載内容の検討及び提案
- (2) HPの管理(メンテナンス、更新作業、セキュリティの確保等は委託業者が実施)
- (3) 問い合わせシートの返信内容検討
- (4) 公開情報に関するトラブルへの対処検討
- (5) その他、管理運営に関すること

第4条（HP審査会議）

HPの適正な管理運営を図るため、運営委員からの提案内容、問合せに対する回答等について審査するHP審査会議を設置する。

2 会議は、統括管理者(日本体育大学神奈川県同窓会会長)・日本体育大学神奈川県同窓会副会長・運営委員長で構成する。

3 会議は、原則としてメール等を中心に行い、必要に応じて会合をもつこととする。

4 会議は、運営委員から提案されたHPの更新・HPの広告・問合せ・トラブル等について審査する。

なお、HPについての総合的な事項や重大な事項については、日本体育大学神奈川県同窓会幹事会に図る。

第5条（データの更新等）

HPに掲載されている情報の更新及び問合せに対する回答等は、原則として月一回とする。

2 更新、回答等にあたっては、運営委員が情報を整理・調整し、案をHP審査会議に送付する。HP審査会議は内容を検討し意見等を添えて回答する。最終的に統括管理者の承認を受け、HPの更新等を行う。

第6条（禁止事項）

次の事項については、HPに掲載しない。

- (1)法令に違反するもの
- (2)公序良俗に反するもの
- (3)他者を誹謗中傷するもの及び?不利益を与えるおそれか?あるもの
- (4)営利を目的とするもの(協賛企業広告は除く)
- (5)著作権、商標権等他人の知的財産を侵害する情報
- (6)その他統括管理者か?不相当と認めるもの

第7条（個人情報）

個人情報については、フ?ライハ?シー保護に十分配慮し、住所・氏名・電話番号・生年月日等のほか肖像権・著作権等についても配慮する。

(1)個人情報・作品・意見等は、必要と認められた場合、発信することができる。しかし、情報を発信する際は本人の承認を必要とする。尚、学生に関する情報の場合は、保護者の承認も必要とする。

(2)発信情報に関して、本人・保護者・その他から訂正・取り消し等の指摘を受けた場合は、速やかに適切な処置を取る。処置後、その処置内容を関係者に報告する。

第8条（掲載情報の削除）

統括管理者は、掲載された情報が禁止事項や個人情報等により相応しくないと判断したときは、直ちに該当する情報を削除することができる。

第9条（リンクの設定）

HPから他のホームページへのリンクの設定は、第6条の禁止事項を踏まえ、HP審査会議の承認を得なければならない。その際、相手方サイトの承認を得ること。

第10条（業務の委託）

HP管理運営に係る委託契約を行う場合には、契約書類の中に秘密の保持、目的外使用及び第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止等、データの適正管理に関する必要事項を明記するものとする。

第11条（規程の改廃）

この規程に定めた事項については必要に応じ?て見直しを行うものとする。

附 則

本規程は、平成28年 6 月 18 日から施行する。

日本体育大学神奈川県同窓会ホームページ広告取扱要領

平成 28年 6 月 18 日

(目的)

第1条 この要領は、日本体育大学神奈川県同窓会のホームページ（以下「HPページ」という）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)HP 日本体育大学神奈川県同窓会が管理するHPのことをいう。

(2)バナー広告 HP内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 HPに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という）とする。

(広告依頼者の範囲)

第4条 HPに広告を掲載することができる者は、原則として日本体育大学神奈川県同窓会関係者及びHP審査会議で認められたものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦550ピクセル×横180ピクセル

形式 GIF（アニメ可、透過GIF不可）・JPEG・PNG

データ容量 100KB程度

その他 画像のスライス（分割）不可

2 前項と異なる規格については別途検討する。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数はHP運営委員会委員長（以下 運営委員長）が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か年単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別途運営委員長が定める。

3 広告掲載希望者が望むときは、運営委員長は複数年の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、HP及び日本体育大学神奈川県同窓会会報等で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 運営委員長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 HPへの広告掲載希望者は、HP広告掲載申込書(別紙様式)により、郵送、FAX又はEメールで、運営委員長が指定する期間内に申し込むこととする。

2 以下の例にあるような広告は掲載できない

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性のあるもの
- (3) 宗教性があるもの
- (4) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 社会問題を起こしている業種や業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)

(広告掲載の決定)

第10条 HP審査会議において、申し込み内容及び広告依頼者等について検討し、広告掲載の可否を決定する。

2 運営委員長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という)は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(別紙様式)を運営委員長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を運営委員長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料については、年12,000円とする。

2 広告主は、広告掲載料を運営委員長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

3 年の途中から掲載を希望する場合は、月1,000円に残りの月数を掛けた金額を納入するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第14条 広告の内容及びデザイン等については、HPの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、HP審査会議において審査を行う。

(広告内容等の変更)

第15条 HP審査会議において、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第16条 運営委員長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、HPへの広告掲載が適切でないとHP審査会議が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第17条 広告主は自己の都合により、HPへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により運営委員長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに運営委員長に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成28年6月18日から施行する。

別表1

1. 広告枠数

広告枠数は、その都度、掲載するページのデザイン等を考慮し会が決定する。

2. 広告規格及び掲載料

規格（1枠につき）	掲載料
天地 63ピクセル 左右 140ピクセル 禁止表現（※1）を含まないこと。文字は見やすく鮮明にすること。 GIF（アニメ可（※2））、透過不可、PGN、JPEG形式	月額 〇〇〇〇円/1枠

<広告作成上の注意>

※1 次の表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与える恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「はい、いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) 入力ができるように見えるもの
- (5) 下に選択肢があるように見えるもの
- (6) 会ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの

※2 GIFアニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替え間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を4/10秒以上とする。

日本体育大学神奈川県同窓会 ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

会長 あて

申込者 住所（所在地）
氏名（名称）
電話
F A X
e-mail
担当者氏名
担当者連絡先

〇〇〇〇会ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1. 広告掲載希望期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日（ か月）
2. 広告の内容
3. リンク先URL
- 4 添付文書（広告デザイン案、会社案内パンフレット等）